

令和2年分確定申告における感染症対策に関するFAQ

令和2年12月
国税庁
法人番号 7000012050002

目次

1 事前の準備等

- 問1. 感染リスク軽減の観点から、確定申告会場に行かないで申告・相談を行う方法を教えてください。…………… 1
- 問2. 確定申告会場で申告相談を行う場合に、注意することはありますか。…… 2
- 問3. 確定申告会場で申告相談を行う場合に、あらかじめ準備するものはありますか。…………… 2

2 確定申告会場における感染防止策について

- 問4. 確定申告会場ではどのような感染防止策を実施していますか。…………… 5
- 問5. 確定申告会場では日々どのような消毒を実施していますか。…………… 5
- 問6. 税務署職員は、日々どのような感染防止策を実施していますか。…………… 5
- 問7. 入場時の検温において、発熱が確認された者や検温自体を拒否した者に対しては、どのような対応をするのですか。…………… 6

3 入場整理券について（共通・当日配付分）

<共通>

- 問8. 確定申告会場への入場には入場整理券が必要とのことですが、具体的に教えてください。…………… 7
- 問9. 入場整理券はいつから必要となりますか。…………… 7
- 問10. 入場整理券はどのように取得できますか。…………… 8
- 問11. 翌日以降の入場整理券を、会場・税務署や電話で事前に発行してもらうことはできますか。…………… 8
- 問12. 入場整理券は1日当たり何枚用意されていますか。…………… 8
- 問13. 入場整理券は1枚で何人まで入場できますか。…………… 8
- 問14. 指定された時間に会場へ行けば、すぐに入場できますか。…………… 9
- 問15. 指定された時間に遅れてしまったら、入場できないのですか。…………… 9

- 問 16. 入場整理券が入手できず相談ができなかった場合には、個別指定による申告・納付期限の延長を認めてもらえますか。…………… 9
- 問 17. 保健所の指示等によって会場が一時的に閉鎖されました。この場合には、私が既に取得していた入場整理券はどうなりますか。……………10

<当日配付分について>

- 問 18. 入場整理券は何時から配付しますか。……………10
- 問 19. 希望する時間帯の入場整理券を配付してもらうことはできますか。……11
- 問 20. 知人の分の入場整理券ももらうことはできますか。……………11
- 問 21. 入場整理券を紛失した場合にはどうなりますか。……………11

4 LINE によるオンライン事前発行について

<オンライン事前発行の方法について>

- 問 22. LINE を通じたオンライン事前発行はどのようにすればできますか。…12
- 問 23. 国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加する方法を教えてください。……………12
- 問 24. オンライン事前発行に関する操作を初めて行う際に、サービス提供者（国税庁）が許可をリクエストするメッセージが表示されましたが、許可していいのですか。……………13
- 問 25. オンライン事前発行の申込みはいつから開始されますか。……………13
- 問 26. 入場時には何を示せばいいですか。……………14
- 問 27. スマートフォンの操作に不慣れであって日頃から LINE も利用していないので、家族・知人に代わりにオンラインで取得してもらうことはできますか。……………14
- 問 28. 普段からスマートフォンではなくパソコンで LINE を利用しているのですが、パソコンからもオンライン事前発行はできますか。……………15

<利用上の注意、セキュリティ等について>

- 問 29. LINE のトーク画面で質問すれば、国税庁から回答してもらえますか。……………15
- 問 30. なぜオンライン事前発行を LINE で行うこととしたのですか。……………16
- 問 31. LINE で国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加すると、国税庁がスマートフォンの中の情報など個人情報を知ることができるようになりますか。……………16
- 問 32. LINE でオンライン事前発行等を行うと、LINE 株式会社が申告等の内容を知ることができるようになりますか。……………16
- 問 33. LINE 株式会社のセキュリティ対策はどうなっていますか。……………17

- 問 34. 仮に自分の LINE アカウントが乗っ取られた場合、個人情報 が盗み取られませんか。 ……………17
- 問 35. 国税庁 LINE 公式アカウントのなりすましが発生した場合、個人情報が盗み取られませんか。 ……………17

5 申告・納付期限について

- 問 36. 令和元年分の確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響でまだ行っていませんが、いつまでにすればいいですか。 ……………19
- 問 37. 令和2年分の確定申告を行うまで（又は令和2年分確定申告の申告期限まで）に令和元年分の確定申告を行わないと原則として期限後申告として取り扱われるのはなぜですか。 ……………20
- 問 38. 令和2年分の確定申告についても、新型コロナウイルス感染症に関連して、個別に申告・納付期限を延長してもらうことはできますか。また、どのような場合に個別の期限延長が認められますか。 ……………20
- 問 39. 個別の期限延長を申請する場合には、どのような手続が必要となりますか。 ……………21

1 事前の準備等

問1. 感染リスク軽減の観点から、確定申告会場に行かないで申告・相談を行う方法を教えてください。

- 国税庁では、確定申告会場に出向かなくても自宅等から申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Tax（電子申告）やチャットボット・電話相談などの申告・相談の方法をご用意しています。

【申告書等の作成・提出について】

- 国税庁ホームページ（[確定申告書等作成コーナー](#)）では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。
- 給与収入や年金収入のある方などには、スマートフォンからも入力しやすい画面も用意しており、更に簡単・便利に申告書を作成・送信することができます。

（参考）スマートフォン専用画面



- 作成した申告書等は、マイナンバーカードを使って、スマートフォンやパソコンからe-Taxを利用して提出できます。
- また、マイナンバーカードに対応したスマートフォン等をお持ちでない方も、

事前に税務署で手続することで発行される ID・パスワードを利用して e-Tax で申告することができます。過去に確定申告会場で申告した方については、その際に申請して申告書の控えと一緒に受け取っている場合がありますのでご確認ください。

- 更に、上記による e-Tax がご利用いただけない場合でも、国税庁ホームページで作成した申告書を印刷して所轄税務署に郵送で提出することもできます。

【相談について】

- 相談については、ご自宅から[チャットボット](#)や[お電話](#)でも可能です。
チャットボットは、医療費控除や住宅ローン控除などお問合せが多いご質問について、入力いただいたご質問に自動回答します。
なお、お問合せが多いご質問については、国税庁ホームページ（[タックスアンサー](#)）でも詳しく解説しています。

※ チャットボットは、令和3年1月12日（火）から開始します。

問2. 確定申告会場で申告相談を行う場合に、注意することはありますか。

- 確定申告会場で申告相談を行う場合にご注意いただきたいことを、「[確定申告会場への来場を検討されている方へ](#)」としてまとめていますのでご覧ください。
- 併せて、「[問3 確定申告会場で申告相談を行う場合に、あらかじめ準備するものはありますか。](#)」もご確認の上でお越しく下さい。

問3. 確定申告会場で申告相談を行う場合に、あらかじめ準備するものはありますか。

- 必要書類が不足していると申告書の作成ができない場合がありますので、あらかじめ確認・準備いただいた上でご来場ください。
申告内容に応じて、申告に必要な書類が異なりますので、ご自身の申告する内容に照らして必要書類をご確認ください。
以下では、主な必要書類を説明しています。

【給与・公的年金等】

- 給与・公的年金等について申告する場合には、申告書の作成に全ての源泉徴収票

が必要ですので、忘れずにお持ちください。

また、年末調整で申告していない社会保険料・生命保険料・地震保険料等がある場合には、それぞれの控除証明書をご持参ください。

【事業・不動産からの収入】

- 事業所得・不動産所得を申告する場合には、「収支内訳書」（青色申告の承認を受けている場合には「青色申告決算書」）を作成していただく必要がありますので、あらかじめご自宅で作成の上でお越しくください。

なお、作成に当たって会場での相談が必要な場合についても、記載する事項をあらかじめ集計・整理してお越しいただきますようお願いいたします。

(参考) [収支内訳書・青色申告決算書の様式](#)

【医療費控除】

- 「医療費控除の明細書」をあらかじめご自宅で作成の上でお越しくください。

なお、令和2年分確定申告から、医療費控除の適用を受ける際には、領収書の提示・提出ではなく、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。

(参考) [医療費控除の明細書の様式](#)

【住宅ローン控除（初年度適用の方）】

- 住宅ローンの控除を受けることができるかについて、あらかじめご確認の上でお越しくください。

(参考) [住宅ローン控除を受ける方へ](#)

【その他の控除】

- 申告する内容ごとに必要書類が異なりますので、[チャットボット](#)や国税庁ホームページで必要書類をあらかじめご確認の上でお越しくください。

※ チャットボットは、令和3年1月12日（火）から開始します。

（消費税）

- 令和元年10月1日以降、消費税の軽減税率制度が導入されており、軽減税率（8%）対象の取引が売上・仕入・その他の経費にある場合、消費税の確定申告書を作成するためには、売上・仕入・その他の経費それぞれを税率ごとに区分して計算する必要があります。

確定申告会場にお越しの際は、「課税取引金額計算表」をあらかじめ作成してご持参いただくか、売上等の取引を税率ごとに区分した帳簿等をお持ちください。

(参考) 課税取引金額計算表の様式

[課税取引金額計算表（事業所得用）](#)

[課税取引金額計算表（不動産所得用）](#)

[課税取引金額計算表（農業所得用）](#)

(マイナンバー、本人確認書類)

- 申告書を税務署へ提出する際は、毎回、申告書へのマイナンバーの記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは、「[社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について](#)」をご覧ください。

2 確定申告会場における感染防止策について

問4. 確定申告会場ではどのような感染防止策を実施していますか。

- 確定申告会場においては、
 - ・ 入場時の検温（37.5度以上の発熱がある場合等は入場をお断りする）
 - ・ マスク着用、入口等での手指消毒、必要最小限の人数での来場のお願い
 - ・ こまめな換気やパソコン等の消毒といった基本的な感染防止策を徹底するとともに、ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトとし、会場への入場には入場整理券を必要とする等、会場内がいわゆる三密の状態になることがないよう感染防止に配慮しながら運営しています。

- 詳しくは、[「確定申告会場への来場を検討されている方へ」](#)をご覧ください。

問5. 確定申告会場では日々どのような消毒を実施していますか。

- 確定申告会場では、日々の相談終了後（又は相談開始前）に、会場内の清掃に加え、来場者の皆様が触れるドアノブ等やパソコン・机等の備品について消毒を実施しています。

- また、パソコン・机等の備品については、相談時間内にもこまめに消毒を行っています。

問6. 税務署職員は、日々どのような感染防止策を実施していますか。

- 職員は、毎日出勤時までに体温を計測するなどして自己の体調管理を徹底するとともに、発熱などの風邪症状がある場合や体調が優れない場合には事務に従事させないこととしています。

- また、確定申告会場での従事に当たっては、マスク及びフェイスシールドを着用し、小型の手指消毒液を携行してこまめに使用するという感染防止策を徹底しています。

問7. 入場時の検温において、発熱が確認された者や検温自体を拒否した者に対しては、どのような対応をするのですか。

- 入場時の検温で 37.5 度以上の発熱が確認された方や、検温に応じていただけない方については、確定申告会場への入場をお断りしています。
- また、発熱が確認されない場合であっても、咳・くしゃみといった風邪の症状がある場合など、感染防止の観点から適切でないと判断した場合についても入場をお断りしています。
- なお、体調のすぐれない方については、無理をなさらず、後日あらためてご来場いただくようお願いします。

3 入場整理券について（共通・当日配付分）

<共通>

問 8．確定申告会場への入場には入場整理券が必要とのことですが、具体的に教えてください。

- 令和 2 年分の確定申告においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として確定申告会場内の混雑緩和を図りつつ、なるべく多くの皆様にスムーズに申告相談を行っていただけるよう、会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となる仕組みを導入しています。
- 「入場整理券」は各会場で当日配付しますが、国税庁 LINE 公式アカウントを通じてオンライン事前発行も行っています。
オンライン事前発行の具体的な方法については、[「確定申告会場への来場を検討されている方へ」](#)をご覧ください。
なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。
- 入場整理券については、作成済の申告書を提出する場合など、相談を必要としない方については取得していただく必要はありません。
なお、申告書は郵送でも提出できますので、申告書を提出するために来場される方は、郵送での提出をぜひご検討ください。

問 9．入場整理券はいつから必要となりますか。

- 令和 3 年 2 月 16 日（火）から同年 3 月 15 日（月）までの確定申告期間中は、全ての会場において、入場整理券が必要な仕組みを実施しています。
- また、税務署・会場によっては、確定申告期間の前後においても入場整理券を必要とする仕組みを実施している場合があり、おおむね 1 月下旬からはこのような対応を行っています。
- 具体的な実施時期については、[管轄の税務署](#)にお尋ねいただくか、国税庁ホームページ「令和 2 年分確定申告特集」の[「確定申告会場にお越しになる方へ」](#)をご覧ください。

ください。

問 10. 入場整理券はどのように取得できますか。

- 入場整理券は、各会場当日配付しますが、国税庁 LINE 公式アカウントを通じてオンライン事前発行も行っています。
- オンライン事前発行の具体的な方法については、[「確定申告会場への来場を検討されている方へ」](#)をご覧ください。

問 11. 翌日以降の入場整理券を、会場・税務署や電話で事前に発行してもらうことはできますか。

- 入場整理券の事前発行は、国税庁 LINE 公式アカウントを通じてのみ行っており、会場・税務署や電話では発行しておりません。
- オンライン事前発行の具体的な方法については、[「確定申告会場への来場を検討されている方へ」](#)をご覧ください。

問 12. 入場整理券は1日当たり何枚用意されていますか。

- 入場整理券の配付枚数は、各会場の規模等に応じて混雑することなくご相談いただける人数を算定して決定しており、会場ごとに異なります。
- ご来場される場合には、ぜひオンライン事前発行をご利用ください。また、当日の配付状況は、国税庁ホームページ「令和2年分確定申告特集」の[「確定申告会場にお越しになる方へ」](#)からご確認いただけます（令和3年2月16日から掲載開始予定）。

問 13. 入場整理券は1枚で何人まで入場できますか。

- 入場整理券1枚につき、来場者1名の申告相談が可能です。
- お一人で複数年分を申告相談する場合については1枚で構いませんが、例えば、ご夫婦で来場し、お二人とも申告する場合には、ご夫婦それぞれが取得していただく必要があります。
- なお、介助を必要とされる方については、1枚の入場整理券でご本人と介助者が一緒にご入場いただけますので、入場時に係員へお声掛けください（ただし、お二人とも申告相談する場合には、それぞれの入場整理券が必要です。）。

問 14. 指定された時間に会場へ行けば、すぐに入場できますか。

- 入場整理券に記載された時間は、あくまで入場が可能な時間枠であり、会場の混雑状況に応じ、指定された時間内であっても一時的に入場をお待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- また、入場時には、「入場整理券の確認」と「検温」を実施しますので、そのために一時的にお待ちいただく場合もあります。

問 15. 指定された時間に遅れてしまったら、入場できないのですか。

- 入場整理券で指定された時間枠に遅れた場合には、会場の混雑状況によって入場できない場合があります。入場整理券で指定された時間枠の範囲内でご来場いただくようお願いします。

問 16. 入場整理券が入手できず相談ができなかった場合には、個別指定による申告・納付期限の延長を認めてもらえますか。

- 個別指定による申告・納付期限の延長は、期限までに申告等を行うことができな

い災害その他やむを得ない理由があると認められる場合に適用されるものです。

- 入場整理券が入手できず相談ができなかったことはこれに該当しませんので、個別指定による申告・納付期限の延長は認められません。
- 来場を検討されている方におかれましては、早め早めの対応を心掛けていただき、来場する場合は入場整理券のオンライン事前発行をご利用いただくか、ご自宅から国税庁ホームページの([確定申告書等作成コーナー](#))を利用して申告書等を作成し、e-Tax や郵送で提出いただくようお願いします。
なお、相談は[チャットボット](#)や[お電話](#)でも可能です。

※ チャットボットは、令和3年1月12日(火)から開始します。

- なお、オンライン事前発行の具体的な方法については、「[確定申告会場への来場を検討されている方へ](#)」をご覧ください。

問 17. 保健所の指示等によって会場が一時的に閉鎖されました。この場合には、私が既に取得していた入場整理券はどうなりますか。

- 保健所の指示等によって会場が一時的に閉鎖された場合など、不可抗力によってやむを得ず会場が一時閉鎖された場合には、一時閉鎖中の時間枠に対応した入場整理券は無効となります。
この場合には、お手数ですがご自身で再度入場整理券を取得していただく必要があります。
- 来場を検討されている方におかれましては、早め早めの対応を心掛けていただき、ぜひご自宅から国税庁ホームページの([確定申告書等作成コーナー](#))を利用して申告書等を作成し、e-Tax や郵送で提出いただくようお願いします。
なお、相談は[チャットボット](#)や[お電話](#)でも可能です。

※ チャットボットは、令和3年1月12日(火)から開始します。

<当日配付分について>

問 18. 入場整理券は何時から配付しますか。

○ 受付開始時間は、会場ごとに異なります。詳細は国税庁ホームページの各税務署の案内ページ（注）をご覧ください。

（注）管轄の税務署の案内ページは[こちら](#)から確認できます。

○ なお、入場整理券のオンライン事前発行をぜひご利用ください。オンライン事前発行の具体的な方法については、「[確定申告会場への来場を検討されている方へ](#)」をご覧ください。

問 19. 希望する時間帯の入場整理券を配付してもらうことはできますか。

○ 当日配付分は順番にお渡ししますので、入場時間の希望等はできません。

○ なお、オンライン事前発行では、希望する日時の入場整理券を取得することが可能ですので、ぜひご利用ください。オンライン事前発行の具体的な方法については、「[確定申告会場への来場を検討されている方へ](#)」をご覧ください。

問 20. 知人の分の入場整理券ももらうことはできますか。

○ 入場整理券はお一人につき1枚配付しますので、実際にお越しの方以外の分をお渡しすることはできません。

問 21. 入場整理券を紛失した場合にはどうなりますか。

○ 入場整理券を紛失した場合には、入場できません。また、再発行は行いませんので、再度取得していただくようお願いします。

○ なお、オンライン事前発行については、入場整理券を紛失する心配はありません

ので、ぜひご利用ください。

オンライン事前発行の具体的な方法については、「[確定申告会場への来場を検討されている方へ](#)」をご覧ください。

4 LINEによるオンライン事前発行について

<オンライン事前発行の方法について>

問 22. LINE を通じたオンライン事前発行はどのようにすればできますか。

- まずは、国税庁 LINE 公式アカウント（LINE ID 「@kokuzei」）を友だち追加してください。
- その上で、国税庁 LINE 公式アカウントの「トーク」画面にある「相談を申し込む」ボタンから手続を行うことができます。
- 具体的な方法については、[「確定申告会場への来場を検討されている方へ」](#)をご覧ください。

問 23. 国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加する方法を教えてください。

- 以下の QR コードを読み込んで友だち追加するほか、LINE の「ホーム」メニューで、「国税庁」又は「@kokuzei」を検索する方法でも友だち追加できます。

国税庁
LINE公式アカウント



※ 「QR コード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

問 24. オンライン事前発行に関する操作を初めて行う際に、サービス提供者（国税庁）が許可をリクエストするメッセージが表示されましたが、許可していいのですか。

- このメッセージは、国税庁があなたのトーク画面にメッセージを送信する上で必要な許可をしていただくためのものですので、許可してください。

（参考）サービス提供者が許可をリクエストするメッセージ（イメージ）



問 25. オンライン事前発行の申込みはいつから開始されますか。

- 令和3年1月12日以降、順次開始する予定です。
なお、事前発行が可能となるのは1月14日以降の入場整理券となります。
- おおむね1月下旬から開始する予定ですが、税務署・会場によって開始日が異なりますので、国税庁LINE公式アカウントからオンライン事前発行が開始されていないかご確認ください（更に具体的な日付がお知りになりたい場合には、各税務署までお問合せください。）。

問 26. 入場時には何を示せばいいですか。

- 指定された日時に、確定申告会場入口に直接お越しの上、係員に「申込完了」画面をご提示ください。

(参考)「申込完了」画面表示イメージ



- なお、入場時には、「申込完了」画面の確認と併せて、検温を実施します。
また、「[問3 確定申告会場で申告相談を行う場合に、あらかじめ準備するものはありますか](#)」や「[確定申告会場への来場を検討されている方へ](#)」をご覧ください。

問 27. スマートフォンの操作に不慣れであって日頃から LINE も利用していないので、家族・知人に代わりにオンラインで取得してもらうことはできますか。

- 入場時にスマートフォンの画面を確認させていただきますので、ご家族・ご友人にご協力いただくなどして、ご自身のスマートフォンでオンライン事前発行を受けていただくようお願いします。
- なお、入場時に「申込完了」画面を表示させる等の操作に不安がある場合には、あらかじめ印刷したものを入場時にご提示いただいても差し支えありません。

(参考)「申込完了」画面表示イメージ



問 28. 普段からスマートフォンではなくパソコンで LINE を利用しているのですが、パソコンからもオンライン事前発行はできますか。

- オンライン事前発行をご利用いただく場合には、ご利用端末のオペレーティングシステムが iOS 又は Android であることが必要です。
申し訳ありませんが、オペレーティングシステムが iOS 又は Android であるスマートフォンやタブレット端末からご利用ください。

<利用上の注意、セキュリティ等について>

問 29. LINE のトーク画面で質問すれば、国税庁から回答してもらえますか。

- 国税庁 LINE 公式アカウントは、オンライン事前発行等のサービスを提供するために開設したものであり、LINE のトーク画面からご質問は受け付けておりません。
- ご質問がある場合には、[チャットボット](#)や[お電話](#)をご利用ください。
また、お問合せが多いご質問については、[国税庁ホームページ](#) ([タックスアンサー](#))でも詳しく解説していますのでご利用ください。

※ チャットボットは、令和3年1月12日（火）から開始します。

問 30. なぜオンライン事前発行を LINE で行うこととしたのですか。

- 令和2年分確定申告において感染症対策の観点から入場整理券を必要とする仕組みを導入するに際し、来場者の皆様の利便性を確保する観点から、当日配付に加えてオンライン事前発行も行うこととしました。
- LINE は国内でもっとも利用者数の多いコミュニケーションアプリであり、幅広い年齢層で多数の方がご利用されていることを踏まえ、オンライン事前発行のインターフェースとして LINE を採用することとしました。

問 31. LINE で国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加すると、国税庁がスマートフォンの中の情報など個人情報を知ることができるようになりますか。

- 国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加しても、国税庁では、オンライン事前発行を行うに当たって必要な情報のみを参照しています。
- スマートフォンの中の情報はもとより、国税庁以外のアカウントとのトーク内容などの情報を国税庁が取得することはありません。

問 32. LINE でオンライン事前発行等を行うと、LINE 株式会社が申告等の内容を知ることができるようになりますか。

- LINE 株式会社があなたの申告内容等にアクセスできるようになることは、決してありません。
- 申告内容等を管理する国税庁の基幹システムは、LINE とは物理的に完全に分離しており、オンライン事前発行等の手続を国税庁 LINE 公式アカウントを通じて行っても、LINE 株式会社が申告等の情報を取得することはできません。

問 33. LINE 株式会社のセキュリティ対策はどうなっていますか。

- LINE 株式会社は、電気通信事業法及び個人情報保護法等の関係法令等に基づき利用者の情報の保護を行っており、継続的にセキュリティ強化に力を入れていると承知しています。
- また、こうした取組を客観的な視点で評価するため、セキュリティに関する国際的な外部認証（ISO27001 認証、SOC2 認証、SOC3 認証）を取得・維持しているものと承知しています。

問 34. 仮に自分の LINE アカウントが乗っ取られた場合、個人情報が盗み取られませんか。

- 仮にご自身の LINE アカウントが乗っ取られたとしても、それは LINE 上にとどまるものであり、乗っ取った第三者が国税庁の基幹システムにアクセスすることはできないので、申告情報等の個人情報が盗み取られることはありません。
- ご自身の LINE アカウントには、オンライン事前発行のために国税庁 LINE 公式アカウントと過去に行ったやり取りが表示されていますが、そこでは個人情報のやり取りは行わないので、仮に自分の LINE アカウントを乗っ取った第三者であっても、自分の申告情報等の個人情報を盗み見ることはできません。
- なお、ご自身の LINE アカウントが乗っ取られないように、LINE 株式会社が提供・推奨しているセキュリティ対策（LINE アプリを開く際のパスコードロックや、心当たりのない端末からのログインを許可しないなど）を行ってください。

問 35. 国税庁 LINE 公式アカウントのなりすましが発生した場合、個人情報が盗み取られませんか。

- LINE 上の国税庁公式アカウントについては、個人の LINE 利用者とは異なる専用のアカウントで維持管理するため、個人のアカウントの乗っ取りのように第三者に乗っ取られることはありません。

- なお、トーク画面の上部左隅にあるマーク  が公式アカウントであることの証明となりますので、ご確認ください。

- また、国税庁 LINE 公式アカウントの運用に当たっては、還付金のお知らせや受取口座情報等を聞かれることは絶対にありませんので、そのようなことを聞かれた場合には、絶対に教えず、なりすましを疑い、LINE 株式会社のお問い合わせフォームを利用してください。

5 申告・納付期限について

問 36. **令和元年分**の確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響でまだ行っていませんが、いつまでにすればいいですか。

- **令和元年分**の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税については既に大半の方が確定申告をしていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響によって今後確定申告される予定の方におかれましては、**令和2年分**の確定申告を行うまでに行っていただくようお願いいたします（**令和2年分**の確定申告と同時でも差し支えありません。）。
- また、**令和元年分**について、**令和2年分**確定申告の申告期限以降に申告した場合には、**令和2年分**確定申告の期限までに申告できないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則として期限後申告として取り扱われることとなりますのでご注意ください。

（参考）令和2年分確定申告の申告・納付期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 令和3年3月15日（月）

消費税及び地方消費税（個人事業者） 令和3年3月31日（水）

※ 期限後申告として取り扱われると、無申告加算税・延滞税が課される場合があります。

- なお、申告義務のない方が行う還付申告(注)は5年間提出することができますので、この場合には、**令和2年分**確定申告の期限を過ぎて申告いただいても問題はありませぬ。
- （注） 年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税）により還付を受ける方が該当します。

- また、**令和元年分**の申告所得税等の確定申告書を提出する前に、他の申告書や申請書等を提出した場合は、**令和元年分**の所得税等の確定申告をすることができないやむを得ない理由があったとは原則認められませんので、期限後申告として取扱われます。

新型コロナウイルス感染症の影響により提出ができなかった**令和元年分**の申告所得税等の確定申告書以外の届出書や申請書についても、同様の理由から、上記の期限までに提出していただく必要があります。

※ 例えば、令和3年3月1日（月）に所得税の青色申告承認申請書を提出した後に、令和3年3月15日（月）に令和元年分の申告所得税の確定申告書を提出した場合は、その確定申告書を提出することができないやむを得ない理由があったとは原則認められず、期限後申告として取り扱われることとなりますので、ご注意ください。

- なお、特例猶予（注）の対象は、令和3年2月1日までに申告を行い納期限が到来するものに限られますのでご注意ください。

（注）「特例猶予」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に基づく納税の猶予の特例をいいます。詳細は国税庁ホームページ「[新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ](#)」をご覧ください。

問 37. 令和2年分の確定申告を行うまで（又は令和2年分確定申告の申告期限まで）に**令和元年分**の確定申告を行わないと原則として期限後申告として取り扱われるのはなぜですか。

- 令和2年分の確定申告を行った段階で、**令和元年分**だけが申告できないやむを得ない理由が存在するとは考えにくいことから、新型コロナウイルス感染症の影響による個別の期限延長は基本的に認められないこととなるためです。
- また、令和2年分の確定申告については、申告相談を必要とする方々に安心してご利用いただけるように、確定申告会場の感染防止策を徹底することとしており、現時点においては、通常どおりの申告期限までにご提出いただくこととしていますので、令和2年分確定申告の申告期限を超えて**令和元年分**の確定申告を行った場合には、原則として期限後申告として取り扱うことといたしました。

問 38. 令和2年分の確定申告についても、新型コロナウイルス感染症に関連して、個別に申告・納付期限を延長してもらうことはできますか。また、どのような場合に個別の期限延長が認められますか。

- 一般に、申告期限までに申告することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、個別指定による期限延長が認められることとなります。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、納税者又は税務代理等を行う税理士等が感染症に感染するなど、新

型コロナウイルス感染症の影響により申告書や決算書類などの国税の申告・納付の
手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難
な場合には、個別の期限延長が認められます。

- このような取扱いが認められる場合については、「[国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ（1 申告・納付等の期限の個別延長関係 問2）](#)」をご参照ください。
- なお、個別に期限延長を申請した場合、申告等ができないやむを得ない理由等について税務署からお尋ねする場合があります。

問 39. 個別の期限延長を申請する場合には、どのような手続が必要となりますか。

- 納税地を管轄する税務署長に対し、災害その他やむを得ない理由がやんだ日後、
相当の期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ、
税務署長が指定した日（災害その他やむを得ない理由がやんだ日から2か月
以内）まで期限が延長されます。
- また、申請書の提出に代えて、申告等を行う際に、申告書等の余白に「新型コロナ
ウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくか、e-
Taxをご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を
行っていただくことができます。この場合、申告・納付期限は、原則として申告書
の提出日となります。具体的な申請手続（申告書余白部への記載方法やe-Taxを利用
する場合の所定の欄への入力方法など）については、以下のリンク先をご覧ください。

（参考）[申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指
定による期限延長手続の具体的な方法](#)

- なお、個別に期限延長を申請した場合、申告等ができないやむを得ない理由等について税務署からお尋ねする場合があります。